

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和3年第5回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年6月25日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時10分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	八尋 崇 教育指導課長	川口 弘 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長
	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	西出 豊 生涯学習支援課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 飯塚 尚美 学務課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 浅見 寿和 学校施設管理課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 櫻井 健 私立保育園課長 下河邊 純子 青少年課長 楠山 慶之 教育相談課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年6月25日

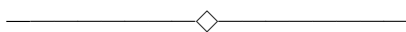
第5回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第5回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に小関委員、早川委員をご指名しますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1、第31号議案を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第31号議案「令和3年『第26号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則』の議決の取消しについて」以上。

○教育長 第31号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の議案説明資料3ページをお開きいただきたいと思います。議案の説明に入ります前に、今回、議決の取消しをお願いいたしましたことを、大変申し訳なく思います。件名所管部課名は記載のとおりでございます。提案理由でございます。令和3年6月11日の第6回教育委員会定例会において議決されました「第26号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」に係る規則に新様式（様式第2号の3）を追加する必要が生じたため、今回この案をご提出したものでございます。今後の対応ですが、新様式を追加の上、足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を当該規則の取消し議案と同時に提出させていただくものでございます。説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第31号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

近藤委員。

○近藤委員 提案理由に、規則に新様式（様式第2号の3）

を追加する必要が生じたためとなっておりますけれども、様式第2号の3というのはどういうものなのか教えていただきたいと思ひます。

○教育長 生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 7ページをお開きいただきたいと思います。こちらに様式第2号の3ということでつけてございます。施設使用承認書兼領収書でございますが、使用日を変更した場合にこちらを発行させていただくものでございます。

○教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、これより第31号議案「令和3年『第26号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則』の議決の取消しについて」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第2、第32号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第32号議案「令和3年『第28号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則』の議決の取消しについて」以上。

○教育長 第32号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の資料5ページをお開きいただきたいと思います。件名所管部課名につきましては記載のとおりでございます。提案理由でございますが、先ほどの第31号議案と同じように、新様式を追加する必要が生じたため、この案をご提出するものでございます。今後の対応でございますが、足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を当該議決の取消し議案と同時に提出させていただく予定でございます。以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第32号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ないようですので、これより第32号議案「令和3年『第28号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則』の議決の取消しについて」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3、第33号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第33号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第33号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の資料9ページをお開きいただきたいと思います。第33号議案説明資料でございます。件名所管部課名は記載のとおりでございます。改正の理由でございます。これまで生涯学習センターの施設使用に伴う使用料については、使用料の還付のみに応じてまいりました。この度、国の緊急事態宣言の発出に伴う施設休館や施設利用の自粛要請等により、施設使用のキャンセル件数が大幅に増えてきている現状を踏まえまして、施設使用日の振替を可能とする旨の規定を追加するものでございます。主な内容でございますが、第9条の2を追加させていただきます。使用日の変更を認めるというものでございます。なお、3番の施行年月日につきましては、令和3年7月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第33号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ないようですので、これより第33号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4、第34号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第34号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第34号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元資料14ページをお開きいただきたいと思います。第34号議案説明資料でございます。件名所管部課名は記載のとおりでございます。改正の理由につきましては、第33号議案と同様でございます。2番、主な改正内容でございますが、使用者の申し入れにより使用日を変更することができる旨の規定と、様式について、追加をするという内容でございます。施行年月日については令和3年7月1日から施行するものでございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第34号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ないようですので、これより第34号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他何かございますか。

ないようでございますので、以上を持ちまして、本年第5回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時10分開会

令和3年第5回
足立区教育委員会臨時会

日時 令和3年6月25日 金曜日 午後3時00分開議
会場 教育委員会室

1 議事日程			頁
日程第1	第31号議案	令和3年「第26号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決の取消しについて……………	2
日程第2	第32号議案	令和3年「第28号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決の取消しについて……………	4
日程第3	第33号議案	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	6
日程第4	第34号議案	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	11

第 3 1 号議案

令和 3 年「第 2 6 号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決の取消しについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

令和 3 年「第 2 6 号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決の取消し

令和 3 年「第 2 6 号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決を取り消す。

(提案理由)

令和 3 年 6 月 1 1 日の第 6 回教育委員会定例会において議決された「第 2 6 号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」にかかる規則に新様式(様式第 2 号の 3)を追加する必要が生じたため、この案を提出いたします。

第 3 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 5 日

件 名	令和 3 年「第 2 6 号 議 案 足 立 区 生 涯 学 習 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則」の 議 決 の 取 消 し に つ い て
所 管 部 課 名	地 域 の ち か ら 推 進 部 生 涯 学 習 支 援 室 生 涯 学 習 支 援 課
内 容	<p>1 提 案 理 由</p> <p>令 和 3 年 6 月 1 1 日 の 第 6 回 教 育 委 員 会 定 例 会 に お い て 議 決 さ れ た 「第 2 6 号 議 案 足 立 区 生 涯 学 習 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則」に か か る 規 則 に 新 様 式 (様 式 第 2 号 の 3) を 追 加 す る 必 要 が 生 じ た た め、こ の 案 を 提 出 す る。</p> <p>2 今 後 の 対 応</p> <p>新 様 式 (様 式 第 2 号 の 3) を 追 加 の う え、「足 立 区 生 涯 学 習 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則」を 当 該 議 決 の 取 消 し 議 案 と 同 時 に 提 出 す る。</p>
今 後 の 方 針	

第 3 2 号議案

令和 3 年「第 2 8 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決の取消しについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

令和 3 年「第 2 8 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決の取消し

令和 3 年「第 2 8 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決を取り消す。

(提案理由)

令和 3 年 6 月 1 1 日の第 6 回教育委員会定例会において議決された「第 2 8 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」にかかる規則に新様式(様式第 2 号の 2)を追加する必要が生じたため、この案を提出いたします。

第 3 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 5 日

件 名	令和 3 年「第 2 8 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議決の取消しについて
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>令和 3 年 6 月 1 1 日の第 6 回教育委員会定例会において議決された「第 2 8 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」にかかる規則に新様式（様式第 2 号の 2）を追加する必要があるため、この案を提出する。</p> <p>2 今後の対応</p> <p>新様式（様式第 2 号の 2）を追加のうえ、「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を当該議決の取消し議案と同時に提出する。</p>
今後の方針	

第 3 3 号議案

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区生涯学習センター条例施行規則（平成 1 2 年足立区教育委員会
規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に、次の 1 条を加える。

（使用日の変更）

第 9 条の 2 教育委員会は、使用者がその責任によらない理由又は教育
委員会等が相当であると認めた理由により施設又は付帯設備を使用
できなくなったときは、使用者の申出により使用日を変更することが
できる。

2 教育委員会は、前項の規定により使用日を変更するときは、使用者
に施設使用変更承認書兼領収書（様式第 2 号の 3）を交付するものと
する。

様式第 2 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の3（第9条の2関係）

施設使用変更承認書兼領収書			予約番号	
申請者	代表者住所			
	代表者氏名		電話番号	
	連絡者氏名		電話番号	
	団体名		使用人員	名
申請内容	使用目的			
	イベント名			
	使用館			
	使用施設			
	使用日			
	使用時間			
減免		減額・免除	理由	
入場料		最高入場料	円	
施設使用料(領収額)			円	
上記の通り施設使用料を領収し、施設の使用を承認します。 足立区長・足立区教育委員会				
利用施設区分				
備考				

領 収

受付窓口 :
取扱者 :

付 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等を理由に生涯学習センター施設を使用できなくなった場合、使用料の還付のみにより対応してきた。今般、区民の利便性向上のため、施設使用日の振替を可能とする旨の規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 3 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 5 日

件 名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>これまで、生涯学習センターの施設使用に伴う使用料については、特別の理由により施設の使用ができなくなった場合には、使用料の還付のみにより対応してきた。</p> <p>今般、国の緊急事態宣言発出に伴う施設休館や施設使用の自粛要請等により、施設使用のキャンセル件数が大幅に増えている現状を踏まえ、区民の利便性向上のため、施設使用日の振替を可能とする旨の規定を追加する。</p> <p>2 主な内容（詳細はP 1 0「新旧対照表」参照）</p> <p>第9条の次に、次の1条を加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">（使用日の変更）</p> <p>第9条の2 教育委員会は、使用者がその責任によらない理由又は教育委員会等が相当であると認めた理由により施設又は付帯設備を使用できなくなったときは、使用者の申出により使用日を変更することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により使用日を変更するときは、使用者に施設使用変更承認書兼領収書（様式第2号の3）を交付するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">様式第2号の2の次に様式第2号の3を追加する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年7月1日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3月31日教育委員会規則第12号	○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3月31日教育委員会規則第12号
第1条～第9条 (省略)	第1条～第9条 (現行のとおり)
	<u>(使用日の変更)</u>
	<u>第9条の2 教育委員会は、使用者がその責任によらない理由又は教育委員会等が相当であると認めた理由により施設又は付帯設備を使用できなくなったときは、使用者の申出により使用日を変更することができる。</u>
	<u>2 教育委員会は、前項の規定により使用日を変更するときは、使用者に施設使用変更承認書兼領収書(様式第2号の3)を交付するものとする。</u>
第10条～第19条 (省略)	第10条～第19条 (現行のとおり)
	<u>付 則(令和 年 月 日規則 号)</u> <u>この規則は、令和3年7月1日から施行する。</u>
別表第1～別表第4 (省略)	別表第1～別表第4 (現行のとおり)
様式第1号～様式第2号の2 (省略)	様式第1号～様式第2号の2 (現行のとおり)
	<u>様式第2号の3(第9条の2関係)</u>
様式第3号～様式第15号 (省略)	様式第3号～様式第15号 (現行のとおり)

第 3 4 号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区地域学習センター条例施行規則（平成 1 3 年足立区教育委員会
規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に、次の 1 条を加える。

（使用日の変更）

第 7 条の 2 教育委員会は、使用者がその責任によらない理由又は教育
委員会等が相当であると認めた理由により施設又は付帯設備を使用
できなくなったときは、使用者の申出により使用日を変更することが
できる。

2 教育委員会は、前項の規定により使用日を変更するときは、使用者
に施設使用変更承認書兼領収書（様式第 2 号の 2）を交付するものと
する。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の2（第7条の2関係）

施設使用変更承認書兼領収書			予約番号	
申請者	代表者住所			
	代表者氏名		電話番号	
	連絡者氏名		電話番号	
	団体名		使用人員	名
申請内容	使用目的			
	イベント名			
	使用館			
	使用施設			
	使用日			
	使用時間			
減免		減額・免除	理由	
入場料		最高入場料	円	
施設使用料(領収額)			円	
上記の通り施設使用料を領収し、施設の使用を承認します。 足立区長・足立区教育委員会				
利用施設区分				
備考				

領 収

受付窓口 :
取扱者 :

付 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等を理由に地域学習センター施設を使用できなくなった場合、使用料の還付のみにより対応してきた。今般、区民の利便性向上のため、施設使用日の振替を可能とする旨の規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 3 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 5 日

件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内 容	<p>1 改正の理由 これまで、地域学習センターの施設使用に伴う使用料については、特別の理由により施設の使用ができなくなった場合には、使用料の還付のみにより対応してきた。 今般、国の緊急事態宣言発出に伴う施設休館や施設使用の自粛要請等により、施設使用のキャンセル件数が大幅に増えている現状を踏まえ、区民の利便性向上のため、施設使用日の振替を可能とする旨の規定を追加する。</p> <p>2 主な内容（詳細はP 1 5 「新旧対照表」参照） 第7条の次に、次の1条を加える。 （使用日の変更） 第7条の2 教育委員会は、使用者がその責任によらない理由又は教育委員会等が相当であると認めた理由により施設又は付帯設備を使用できなくなったときは、使用者の申出により使用日を変更することができる。 2 教育委員会は、前項の規定により使用日を変更するときは、使用者に施設使用変更承認書兼領収書（様式第2号の2）を交付するものとする。 様式第2号の次に様式第2号の2を追加する。</p> <p>3 施行年月日 令和3年7月1日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年 3月30日教育委員会規則第17号	○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年 3月30日教育委員会規則第17号
第1条～第7条 (省略)	第1条～第7条 (現行のとおり)
	<u>(使用日の変更)</u>
	<u>第7条の2 教育委員会は、使用者がその責任によらない理由又は教育委員会等が相当であると認めた理由により施設又は付帯設備を使用できなくなったときは、使用者の申出により使用日を変更することができる。</u>
	<u>2 教育委員会は、前項の規定により使用日を変更するときは、使用者に施設使用変更承認書兼領収書(様式第2号の2)を交付するものとする。</u>
第8条～第19条 (省略)	第8条～第19条 (現行のとおり)
	<u>付 則(令和 年 月 日規則 号)</u> <u>この規則は、令和3年7月1日から施行する。</u>
別表第1～別表第4 (省略)	別表第1～別表第4 (現行のとおり)
様式第1号～様式第2号 (省略)	様式第1号～様式第2号 (現行のとおり)
	<u>様式第2号の2(第7条の2関係)</u>
様式第3号～様式第15号 (省略)	様式第3号～様式第15号 (現行のとおり)